

事務連絡
平成31年2月28日

介護サービス事業者 各位

八幡浜市保健センター
介護認定係

(平成31年度)「確約書」及び「保有個人情報外部提供申請書」
の提出について

平素は本市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、認定資料の開示請求等に係る「確約書」及び「保有個人情報外部提供申請書」については、有効期間が年度内に限られているため、年度ごとの提出が必要となっております。

つきましては、平成31年度も引き続き認定資料の開示請求等を希望される事業者は下記及び別紙Q&Aを確認の上、必要資料の提出をお願いします。

記

1 要介護認定及び要支援認定に関する資料の開示請求

⇒「確約書」の提出が必要になります。

※ その他に「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」等の提出が必要になります。（Q&A 問3参照）

2 一次判定（暫定）の照会及び認定結果の受領代行等

⇒「保有個人情報外部提供申請書」の提出が必要になります。

※ 様式が変更（旧：「個人情報外部提供申請書」）になっておりますので新様式での提出をお願いします。また、記入例も変更しておりますので確認をお願いします。

※ その他に被保険者の同意に係る「介護保険サービス事務手続き等代行に関する同意書」（新様式）も必要になります。（「介護保険居宅介護（介護予防）サービス事務手続き等に関する同意書」（旧様式）で同意を頂いている手続きについては、新様式で同意があったものとみなします。Q&A 問7参照）

なお、3月中は移行期間として新旧どちらの様式でも受付いたしますが、4月以降は旧様式での受け付けは行いませんのでご注意ください。

3 提出期限等

○確約書

⇒提出期限：平成31年3月29日（金）

※ 提出が4月1日以降になりますと、4月1日から提出日まで資料の開示が出来ませんので、ご注意ください。

○保有個人情報外部提供申請書

⇒提出期限：平成31年3月20日（水）

※ 提出期限を過ぎての提出（3月中）になりますと、4月1日からの情報開示等が出来ない場合がありますので、早めの提出をお願いします。

※ 提出が4月1日以降になりますと、4月1日から保有個人情報の外部提供が決定するまで一次判定（暫定）の照会及び認定結果の受領代行等が出来ませんので、ご注意ください。

4 その他

○確約書

提出期限までに提出される場合は、確約日を平成31年4月1日としてください。

提出期限以降に提出される場合は、確約日は提出日としてください。

○保有個人情報外部提供申請書

申請書の日付について、平成31年4月1日より前に提出される場合は申請日（表面右上）及び遵守宣言日（裏面左上）は提出日を記入し、利用期間の始期は2019年4月1日（月）を記入してください。

平成31年4月1日以降に提出される場合は申請日、遵守宣言日及び利用開始の始期は提出日を記入してください。

5 関係様式等

市ホームページ（URL <http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>）へ掲載してありますので、ダウンロードして御利用ください。

《掲載場所》

TOP ⇒ 分野別 > 健康・福祉 > 介護福祉

⇒ 市民福祉部 > 介護保険サービス案内

⇒ 目次 > 介護サービス関係申請書・書式ダウンロード

〒796-0010

愛媛県八幡浜市松柏乙 1101 番地
八幡浜市保健福祉総合センター 内

八幡浜市 市民福祉部

保健センター 介護認定係

TEL 0894-24-6628 FAX 0894-24-6652